

強者の戦略

こんにちは。日本史の岡上です。長かったような短かったような夏期講習も終わり。連日の猛暑も過ぎ去って、なんとなく風が心地いいですね。

さて、受験生の皆さんはここからの毎日を本当に大事にしたいですね。この夏、達成できた目標はしっかり評価すること。一方で、積み残した部分があるならしっかり直視すること。ここから受験までは「自分のチカラを正に評価できる自分」と付き合いなくてはなりません。

「もうだめだ」と悲観するでもなく、「なんとかなる」と楽観するでもなく、自分のチカラを正に評価して、合格のその日まで進んでいきたいですね。

さて、みなさん、1週間ほど時間がありました、どのような解答が仕上がったのでしょうか？今回取り上げた東大日本史の第2問は中世からの出題で「御家人の所領」について考えさせる問題でした。資料文を丁寧に読めば、比較的容易に解答が得られたのではないのでしょうか。

それでは早速解説を始めていきましょう。

<御家人の所領の分布>

設問

A 御家人の所領が(1)のように分布することになったのはなぜか。鎌倉幕府の成立・発展期の具体的なできごとにふれながら、2行以内で述べなさい。

設問のテーマは「御家人の所領が(1)のように分布することになった」理由。条件として「鎌倉幕府の成立・発展期の具体的なできごとにふれながら」とあります。

まずは「(1)のような分布」についてみていきましょう。

(1) 相模国三浦半島を本拠とした御家人三浦氏は、13世紀半ばまでには、陸奥国名取郡・好島西荘、河内国東条中村、紀伊国石手荘・弘田荘、肥前国神埼荘など全国各地に所領を有するようになっていた。

御家人三浦氏の所領は

- ①相模国三浦半島（本拠）：関東
- ②陸奥国名取郡・好島西荘：東北
- ③河内国東条中村：畿内
- ④紀伊国石手荘・弘田荘：畿内近国
- ⑤肥前国神埼荘：九州

と全国各地に分布していることが読み取れます。

次に条件である「鎌倉幕府の成立・発展期の具体的なできごと」を考えていきましょう。

まず鎌倉幕府の成立期の出来事としては**治承・寿永の乱(1180~85年)**を考えることができます。源頼朝は鎌倉を根拠地として東国武士の軍事力を以て関東の荘園・公領を制圧し、御家人の所領支配を保障していきました(=本領安堵)。三浦氏が関東の①を所領としたのはこの頃と考えられます。

また、源頼朝は1189年には源義経をかくまったこ

強者の戦略

とを理由に奥州に軍を進めて藤原泰衡を討ち、陸奥・出羽2国を支配下におきました(=奥州合戦)。三浦氏が東北の②を所領として得た(=新恩給与)のはこの頃と考えられますね。

では、残る③④⑤の畿内、畿内近国、九州はどの段階で得たのでしょうか。(1)に「13世紀半ばまでに」と時代区分がありますので、**御家人への所領の給与が行われたのは承久の乱(1221年)後と考えることができます**。承久の乱では後鳥羽上皇が北条義時追討を掲げて挙兵したものの、鎌倉幕府に敗北しました。その結果、幕府は畿内・西国における上皇側の所領を没収し、御家人に給与していきました(=新補地頭)。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

A 鎌倉幕府は東国制圧後、奥州合戦を経て東北に勢力を拡大し、承久の乱後には新たに得た畿内・西国の所領を御家人に給与したから。(60字)

<御家人の所領の経営方法>

設問

B (1)のような構成の所領を御家人たちはどういった方法で経営したか。また、それがその後の御家人の所領にどのような影響を与えたか。4行以内で述べなさい。

設問のテーマは「(1)のような構成の所領を御家人たちはどういった方法で経営したか」。また、「それがその後の御家人の所領にどのような影響を与えたか」についても答えなければなりません。

ちなみに「(1)のような構成」とは、設問Aでもみたように「全国各地に所領を有する」構成ですね。それがどのように経営され、またその経営方法がその後の御家人の所領にどのような影響を与えたのか。早速、資料文から読み解いていきましょう。

(2) 1223年、御家人 おおともよしなお 大友能直は、相模・豊後国内の所領を子供たちに譲った際、幕府への奉公は惣領の指示に従うことを義務づけていた。しかし、のちに庶子のなかには直接に幕府へ奉公しようとする者もあらわれ、惣領との間で紛争が起こった。

資料文(2)には御家人大友能直の例として、

- ①相模・豊後国内の所領を子供たちに譲った
- ②幕府への奉公は惣領の指示に従うことを義務づけていた。
- ③のちに庶子のなかには直接に幕府へ奉公しようとする者もあらわれ、惣領との間で紛争が起こった

とあります。まず①からは御家人大友能直の所領が相模(=関東)、豊後(=九州)と東西に分布していたこと、そして「子供たちに譲った」という表現

強者の戦略

から**所領の分割相続が行われていたこと**が読み取れます。そして、②からは所領経営が一門の惣領と庶子で分担されながらも、幕府への奉公は惣領が庶子を統率する形で行われていたことがわかります。

しかし、③からは「のちに」惣領による庶子の統率が取れず、庶子のなかには惣領の統制に反発し、独立しようとする者もみられたことがわかります。つまり、**一門の惣領を中心に庶子を統率するという惣領制が解体に向かっていったこと**が読み取れます。

(3) 1239年の鎌倉幕府の法令からは、金融業を営む者が各地の御家人の所領において代官として起用され、年貢の徴収などにあたっていたことがうかがわれる。

資料文(3)には「金融業を営む者」(＝借上など)が「各地の御家人の所領において代官として起用され、年貢の徴収などにあたっていた」とあります。「年貢の徴収など」は本来、地頭職の御家人が行うべき職務ですので、1239年(承久の乱後の新補地頭設置以降)には、**借上など金融業を営む者に御家人が所領の経営を請負わせていたこと**がわかります。

(4) 1297年、鎌倉幕府は、御家人が所領を質入れ・売却することを禁じ、すでに質入れ・売却されていた所領は取り戻すように命じた。ただし、翌年にはこの禁止令は解除された。

資料文(4)は永仁の徳政令ですね。特に、「御家人が所領を質入れ・売却することを禁じ、すでに質入れ・売却されていた所領は取り戻すように命じた」という部分がピックアップされていて、当時の御家人が所領を質入れ・売却していたことを読み取ることができます。さらに「翌年にはこの禁止令は解除された」とあることから、**御家人の所領の質入れ・売却という状況を幕府が制止できなかったこと**も

読み取ることができます。

ところで、なぜ1297年の時点で御家人が所領を質入れ・売却することが一般化しているのでしょうか。

これに関しては、例えば資料文(2)にみられた分割相続の進展によって**御家人の所領が細分化され、御家人が窮乏化していたこと**を指摘することができます。また資料文(3)からは、**貨幣経済の浸透の中で、所領を担保として借上などの金融業を営む者から金銭の貸借を受ける御家人がいたこと**や、**所領の経営そのものを借上などの金融業を営む者に請負わせる御家人がいたこと**を指摘することができます。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

B 御家人は全国各地の所領を一門の惣領と庶子で分割相続し、経営を分担していた。しかし、後に所領の細分化や貨幣経済の浸透が惣領制の解体と御家人の窮乏化を招き、御家人は借上など金融業者に所領経営を請負わせたり、所領を質入れ・売却するようになった。(119字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。**この『強者の戦略WEBサイト』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送ってくださいね。**

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！